

第9回福井県障がい者スポーツ大会(兼「障スポ アスリート」認定記録会)
水泳競技実施要領

1 競技規則

平成31年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則(公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定)によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 招集

- (1) 招集は、招集所において競技開始5分前に終了する。
- (2) 招集時刻に遅れた選手は、棄権とみなす。

3 服装等

競技を行うときは、競技用の水着およびキャップを着用しなければならない。

4 競技方法

- (1) 競技種目は下記の8種目とする。
25m自由形、50m自由形、25m背泳ぎ、50m背泳ぎ
25m平泳ぎ、50m平泳ぎ、25mバタフライ、50mバタフライ
- (2) 選手紹介
競技前の選手紹介のときは、椅子から立って紹介を受けることとする。ただし、車いす使用者および立つことが困難な選手は、着席した状態で片方の手を挙げる等により紹介を受けることができる。
- (3) 介助
 - ① 入退水時の介助
視覚障がい者・下肢障がい者等で、入退水時に介助を要する選手には、競技役員を配置する。ただし、主催者の承認を得た介助者は当該選手の介助を行うことができる。
 - ② スタート・ターン・ゴール時の介助
スタート時の介助やゴール時の頭の保護などが必要な選手および視覚障がい者でターン時およびゴール時に「合図棒」による合図を希望する選手は、あらかじめ申し出ること。
 - ③ 入場介助者の競技会場内への入場
介助者の競技会場への入場を希望する者は、あらかじめ主催者の承認を得る。
- (4) 誘導
競技エリアでの誘導は、競技役員および競技補助員が行う。
なお、許可を受けた介助者がいる場合は、競技役員の指示に従う。
- (5) 計時
計時は、自動審判計時装置および手動(ストップウォッチ)を使用する。
- (6) 出発
 - ① 自由形、平泳ぎ、バタフライのスタートは、台上、台の横からの飛び込み、または水中スタートを選択できる。ただし、次の障がい区分の者は身体的理由により水中スタートをしなければならない。
・肢体不自由者(以下「肢体」という)部門1:両下腿切断または、両下肢不完全、両大腿切断または、両下肢完全、片下腿および片大腿切断、多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全、両上肢不完全および両下肢不完全(障がい区分8、9、11)

- ・ 肢体部門 2：第 7 頸髄まで残存、第 8 頸髄まで残存、下肢麻痺で座位バランスなし（障がい区分 13、14、15）
- ・ 肢体部門 3：四肢麻痺（車いす常用）または、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能、両下肢麻痺または、上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能、片側障がいで片上肢機能全廃（障がい区分 17、18、19）
- ・ 肢体部門 4：浮具使用（障がい区分 22）

(7) 浮具の使用

障がいのために、浮具の使用が必要な選手は、参加申込時に申し出があり、かつ、審判長が認めた場合に限り、両腕、首および腰に浮具を使用することができる。ただし、浮具は選手が用意しなければならない。

5 その他

- (1) 競技開始時間、競技順はすべてプログラム記載のとおりとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は変更することもあり得る。
- (2) 荒天時他不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。